平成２４年（フ）第１８９２号
札幌市豊平区月寒東２条11丁目12番16号　ソレイユ月寒107号
債務者　本間　智美
1　決定年月日時　平成24年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月９日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１９０２号
札幌市中央区南13条西23丁目１番30―102号
債務者　小山　賢典
1　決定年月日時　平成24年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月９日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１９０７号
札幌市南区澄川４条１丁目２番37号　大進ハイツ６号
債務者　南　　美幸
1　決定年月日時　平成24年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月９日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１９３１号
札幌市東区北９条東10丁目３番73号
債務者　相田トヨ子
1　決定年月日時　平成24年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月９日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１９４８号
札幌市西区発寒８条10丁目１番15号　八条ハイツＡ－６号
債務者　梅津　智秋
1　決定年月日時　平成24年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月９日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１９８１号
札幌市東区北22条東16丁目３番17号　コーポ末広２号
債務者　足達　一男
1　決定年月日時　平成24年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月９日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２０２２号
札幌市手稲区前田７条17丁目２番38号　コーポエルム102号
債務者　金子賢太郎
1　決定年月日時　平成24年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月９日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第３５号
岩手県一関市大東町大原字猫ノ沢66番地
債務者　菅原　栄子
1　決定年月日時　平成24年９月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月９日まで　盛岡地方裁判所一関支部

平成２４年（フ）第３６号
岩手県大船渡市三陸町越喜来字仲崎浜208番地10
債務者　小島　潤一
1　決定年月日時　平成24年９月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月９日まで　盛岡地方裁判所一関支部

平成２４年（フ）第３７号
岩手県大船渡市三陸町越喜来字仲崎浜208番地10
債務者　小島シゲ子
1　決定年月日時　平成24年９月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月９日まで　盛岡地方裁判所一関支部

平成２４年（フ）第２０６号
群馬県高崎市高関町342番地４
債務者　大塚　順久
1　決定年月日時　平成24年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月９日まで　前橋地方裁判所高崎支部

平成２４年（フ）第２０７号
群馬県高崎市高関町342番地４
債務者　大塚八重子
1　決定年月日時　平成24年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月９日まで　前橋地方裁判所高崎支部

平成２４年（フ）第３８４６号
大阪市東住吉区桑津３丁目30番11―205号
債務者　本宮由利子
1　決定年月日時　平成24年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月９日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４６３７号
大阪府豊中市服部元町２丁目13番14―603号
債務者　川上　義美
1　決定年月日時　平成24年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月９日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４８２５号
大阪市鶴見区横堤２丁目13番17号
債務者　佐野由起子
1　決定年月日時　平成24年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月９日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４９５０号
大阪市西成区花園北２丁目５番12―617号
債務者　大久保泰利
1　決定年月日時　平成24年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月９日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４９５１号
大阪府八尾市南本町４丁目６番42号　松本文化105号、前住所大阪府八尾市南本町４丁目９番２号
債務者　友林　一則
1　決定年月日時　平成24年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月９日まで　大阪地方裁判所第６民事部